

令和元年度第6回 柏市立児童相談所設置に関する懇談会会議要旨

1 開催日時

令和2年1月22日（水）午後6時30分から午後8時00分

2 開催場所

柏市役所 別館 4階 第5会議室

3 出席者

(1) 委員

ア 庁外委員

柏女委員，鎌倉委員，小橋委員，長瀬委員，箱田委員，牧田委員

イ 庁内委員

増子学校教育部長，山崎保健所長，高木こども部長

(2) 事務局

三富こども福祉課長，友野副参事，野戸副参事，佐久間担当リーダー，酒井担当リーダー，今田主査，浅井主事，杉江主事，三橋主事

4 配付資料

(1) 横須賀市児童相談所の概要

5 内容

(1) 開会

(2) 横須賀市児童相談所長 高場 利勝氏説明

(3) 意見交換

6 横須賀市児童相談所長 高場 利勝氏説明

高場所長

・児童相談所設置して2年目の平成19年度から福祉職の採用をはじめた。

・横須賀市の概要について。資料では人口が40万強となっているが，現在は40万を切っている。人口は減少している。

・横須賀市は三浦半島に位置し、三浦市、逗子市、葉山町、横浜市と隣接しているため、福祉施策について比較されるが、財政規模が異なるため単純比較はできない。

・横須賀市児童相談所開設の経緯について。平成13年に中核市に移行した。平成15年に当時の市長が中核市市長と総務大臣との懇談会において、児童相談所設置権限拡大を要望した。中核市に様々な権限が移譲されるなかで、こどもは社会の宝という考えで、児童相談所をやらせてほしいと直談判した。当時の金沢市長とタッグを組んで国に対し申し入れをした。このとき私は財政課にいた。財政課を含め、市役所のほとんどが児童相談所設置に対して反対だった。理由は財政的な理由と、県がやってくれているのだから、あえて危険を冒してやる必要がないという理由が大方。しかし、市長の「横須賀のこどもは横須賀が守る」という鶴の一声で、全庁一丸となって児童相談所設置に向けて動いたという経緯がある。

・横須賀市は平成14年に子ども虐待予防相談センター（YCAP）を設置した。保健所と連携しながら虐待予防、早期発見を目指し、対応をとっていた。平成16年に改正児童福祉法が成立し、市長が県知事に児童相談所設置協議依頼をした。それにあわせ、庁内に7名の準備職員配置し、神奈川県児童相談所へ職員派遣を開始した。

・児童相談所はこども育成部に所属している。以前は健康福祉部という部だったが、平成17年にこどもに特化したこども育成部をつくり、そこに児童相談所開設準備室を設置した。

・平成18年に児童相談所を開設したことにあわせ YCAP を廃止した。また、県から人事交流として、スーパーバイザー級の職員を3名受け入れた。副所長、ケースワーカーのスーパーバイザー係長級と、心理職の係長級をそれぞれ2年間の派遣を受けた。

・横須賀市児童相談所の管轄区域については、横須賀市の市域としている。もともとは逗子市、葉山町、三浦市、横須賀市を神奈川県の横須賀児童相談所が所管していた。横須賀市が児童相談所を設置したことに伴い、横須賀市が管轄から外れ、新たに鎌倉市を管轄に追加し、鎌倉三浦地域児童相談所として県が管轄している。その県の児童相談所は横須賀市内にあり、横須賀市児童相談所と非常に近い場所に位置している。間違っただけでそれぞれの事務所に来所することが当時はあったが、現在は横須賀市児童相談所が周知されてきた。

・職員体制については、一時保護所を含めて合計74名体制。内訳としては、常勤職員が49名、非常勤職員が16名、臨時職員が8名、こども育成部付けの医師が1名。

・所長の役職は課長職。ほとんどの児童相談所が課長職だが、県の中央児童相談所だと部長級の場合もある。副所長は課長補佐という管理職だが、身分は係長職。議会などからは、児童相談所が持つ権限を踏まえると課長職でいいのかという議論があり、新年度

4月1日から、児童相談所が部相当に変わり、こども育成部から独立する。児童相談所長が部長職となり、副所長が課長職となる。

・神奈川県の特徴として、児童相談所に相談係があるが挙げられる。相談係の業務は、総合受付の役割と、知的障害児に対する手帳判定業務と、虐待の中でも保護者自ら相談しにくる人への対応業務。支援第一係から第三係は、ケースワークの中でも保護者と対峙しなければならない役割を担う。

・児童福祉司の数は、国から示された基準を標準とし、横須賀市独自に規則で定め、国で定める通りに配置している。

・中核市児童相談所設置のメリットについて。一つ目として、一貫した支援体制がある。市の場合、虐待の相談、保護、その後のフォローまで全て横須賀市で自己完結できる。二つ目は他部課との連携強化。児童相談所、母子保健、福祉事務所の職員が全て横須賀市の職員であり、まさに顔の見える関係の中で連携が取りやすい。同様に教育委員会とも連携がとりやすい。横須賀市市役所は一定の敷地内にすべての建物が近くにあるため、電話で話がつかない時は、課長がその課に2分程度で直接出向き、話し合うことが可能。三つ目は関係機関とのネットワーク。民生委員、町内会長、小中学校の関係者とも地域の中で密接な連携がとれることはメリット。

・その他のメリットとして、初動調査における情報収集の迅速化がある。住民基本台帳を閲覧することが可能であり、民生委員など関係者からの情報収集もスムーズ。神奈川県が担当していた時は、児童相談所側の職員に余裕がない状況から、保護者が児童相談所に通所するのは月に1回だった。横須賀市児童相談所となり、2週間に1回の通所が可能となっている。

・児童相談所ははぐくみかんという建物の中に設置されている。はぐくみかんは、児童相談所を設置にあたり新規整備した、こども育成部の機能が全て集約された5階建ての建物。平成20年に整備したため、平成18年から2年間は一時保護所無しで、民間ビルを間借りして運営していた。児童相談所の延床面積は、共有部分含め3,150.1㎡。

・整備費ははぐくみかん全体で約25億7千万円かかり、2か年事業だった。国からの建設補助は一時保護所分の3,700万円のみであり、残りの金額は全て一般財源であり、20億円を市債でまかなった。国の補助メニューとしては、一時保護所は福祉施設に準じるため補助があるが、残りは庁舎扱いとなり、補助の対象外。

・運営費について。平成30年度決算は資料の歳出合計欄にあるとおり、支出は15億2,400万円。歳入は国の負担金、補助金、保護者負担金を含め、5億4,700万。一般財源が9億7,700万円。この金額が毎年かかる。横須賀市は地方交付税の交付

団体なので、理論算定上では9億7,000万円なので、実質負担は660万で済むという言い方ができるが、地方交付税はあくまで理論算定であり、それをどう捉えるかということによる。仮に普通交付税の不交付団体が横須賀市の規模で児童相談所を運営すると、毎年約10億円の持ち出しが生じるということになってしまう。

・平成30年度の横須賀市児童相談所相談受付件数について。相談は1,420件であり、うち虐待は719件。これは横須賀市児童相談所開設13年間で過去最高値。要因は、心理的虐待が飛躍的に増加していることが挙げられる。平成30年度は719件のうち、53.3%が心理的虐待。性的虐待は2件だが、これは氷山の一角だと考えている。性的虐待は密室で、表面化することなく行われることがほとんど。

・横須賀市児童相談所の今後の役割について、虐待予防、早期発見のために適切な調査と迅速な実態把握が必要であり、こどもの福祉のために、所が一丸となって取り組むこと、根拠ある判定を行うこと、関係機関との連携などが必要。

・神奈川県の子童相談所が横須賀市を管轄していたときから、レベルダウンしては意味がない。少なくとも同水準を維持しつつ、横須賀独自の運営をするべき。課題としては、児相職員のスキルアップ。児童相談所を設置してから、また福祉職の採用を開始してから15年しかたっていない。生活保護などでケースワークを経験した事務職が、児童相談所に異動し、業務を行うということがまだまだある。スーパーバイザー級の福祉職は1人もいない。そのため、スキルアップが必要。

・一時保護所職員のスキルアップが必要。児童福祉司、保育士、教員などを配置しているが、まだまだ、一時保護所という特殊な機能をきちんと理解し、こどもに寄り添った生活支援ができていない部分もある。

・有資格職員の確保が困難。横須賀市は自前の福祉入所施設はない。神奈川県の子童相談所の場合は、採用されてから直営の入所施設に指導員として勤務し、寝食をこどもとともにし、その実践を通して育成され、適性も把握された上での人事異動が可能となる。横須賀市は施設の経験ができないため、大学を卒業した新規採用職員がすぐに児童相談所に配置されることもある。保護者から結婚していないお前に何がわかる、これはうちのしつけだと言われ、メンタルが壊れ退職する職員もいる。組織としてフォローアップが必要。

・中核市児相の必要性について。県が児童相談所業務を行っているので、市が児童相談所を設置する必要はないという意見も、当初はあったが、今となっては児童相談所を設置するという市長の判断はありがたいと感じる。様々な権限が中核市に移譲される中で、こどもは社会の宝と言いつつ、横須賀市民であるこどもの生き死にに関わることについ

て、横須賀市が関わらずに神奈川県に任せたままというのは、基礎自治体の責任としてどうかと思う。可能であれば、中核市として児童相談所を持つということはやはり必要。

・家庭児童相談室との関係について。横須賀市は、要保護児童対策地域協議会の事務局であるこども青少年支援課とは一線を画して、別の組織として動いている。上下ではなく並列の関係として協働している。現在、県が対応している虐待の内、軽度な虐待は市町村に送致するという動きがあるが、横須賀市では全ての通告を横須賀市児相が取り扱う。こども青少年支援課はケースワークを一切行っていない。それは、業務が分散することを避けるためということと、虐待の程度に関わらず、1か所で管理した方が良いという考えからそのようにしている。その分、横須賀市児童相談所には手厚い職員配置を人事当局に要望し、国の基準は満たす形で対応してもらっている。

・中核市児童相談所の一番のメリットは、同じ市の職員として関係機関と顔の見える関係で連携がとれること。また、中核市に限らないが、学校との関係が非常に重要。以前は学校に対し、その程度のことは児童相談所に連絡せず、学校で完結させなさいという態度をとることがあったが、今は良い協力関係が築けている。児童相談所のケースワーカー担当者が学校の校長に直接電話しても、快く対応してもらえている。それは日ごろからケースワーカーが足しげく学校に通い、良い関係を構築しているからである。県の児童相談所もそういう関係を構築していると思うが、スピーディーさは中核市の強み。母子保健、保育園管轄部署は同じ建物にあり、民生委員についても民生委員協議会の会長会には児童相談所職員が参加し、各地区の民教を回りながら、情報交換を行っている。

・療育手帳の判定業務を児童相談所が実施することについて。個人的な意見としては、障害福祉課で実施してもらえると良いと思う。判定には心理職が必要なため、そのような職員を障害福祉セクションに配置し、業務は障害福祉課で実施できる体制が望ましい。

7 主な意見

柏女委員

・要保護児童対策地域協議会と児童相談所はどのような関係か、どのような機能を果たしているのか。

高場所長

・スライド30 要保護児童対策地域協議会の組織図のとおり3層構造となっている。全体会議は年1回各機関の代表者が出席する会議であり、顔合わせとしての機能が強い。ケース対応を進める上では、実務担当者連絡会議とサポートチーム会議が重要。実務担当者連絡会議は横須賀を4地区に分割し、各地区の実務担当者が参加し、個別の問題を出し合い、各機関における役割分担を決める。サポートチーム会議は個々の事案について、それに関わる最低限の職員が集まり、ケースの進行管理や役割分担を確認する会議。

・要保護児童対策協議会事務局は、ケースを一括管理する部門であり、ケースワークは行わない。複数の部署が関わるケースについて、関係機関各課が要保護児童対策地域協議会に登録する。一時保護、措置などの決定は児童相談所が行うが、要保護児童対策協議会において、関係機関への情報提供や、情報収集などを行う。

柏女委員

・社会的養育推進計画における、里親やファミリーホーム目標値などは横須賀市で決定するのか。県と協議を行うのか。

高場所長

・県や指定都市と情報交換は行うが、計画は横須賀市独自で策定する。

小橋委員

・個別支援会議の日程調整などは労力を費やす作業だと思うが、要保護児童対策地域協議会事務局のこども青少年支援課は、会議の調整などの事務作業のみを行うということか。

高場所長

・要保護児童対策地域協議会事務局はこども青少年支援課の一つの業務であり、他にも障害児の福祉施策やDV相談、青少年の相談業務、ショートステイ業務等を行っている。DVについてはこども青少年支援課がケースワークまで行っている。家庭児童相談室機能はこども青少年支援課にある。

小橋委員

・児童相談所に配置されている医師の役割、出勤頻度は。

高場所長

・部付きの医師は一時保護所入所児童の健康管理のみ。

・非常勤の児童精神科医師は、こどもの診察、職員へのスーパーバイズを行う。精神科医は3名いて、それぞれ月2回程度、合計6回出勤する。

小橋委員

・横須賀市にスクールソーシャルワーカーは配置されているか。児童相談所との人事交流は実施しているか。

高場所長

・スクールソーシャルワーカーは配置されているが、児童相談所との人事交流は実施していない。

柏女委員

・療育手帳の判定は障害福祉部門が実施することが良いという意見があったが、こども発達センターが実施することについて、どう考えるか。

高場所長

・児童相談所が設置されるまでは障害福祉課において業務を実施していた。こども育成部ができたことにより、知的障害児の判定はこどもに関わる業務のため、こども育成部の業務となった。

・療育相談センターという施設はあるが、そこは外郭団体に指定管理者として委託している。療育手帳の判定は行政の業務のため、療育相談センターで実施することは困難だ。

箱田委員

- ・職員の異動スパンはどの程度か。
- ・土日対応、夜間対応はどのように行っているか。
- ・職員のスキルアップはどのような方法で実施しているか。

高場所長

・児童相談所の職員も市役所の職員であるため、他の部署の職員同様に、1課5年、1部10年というルールの中で人事異動が行われる。人事当局との協議の中では、人事から児童相談所に特化した募集も可能と提案されたが、横須賀市には児童相談所が1つしかなく、異動先がないことによるデメリットも大きいことから、児童相談所に特化した職員の採用は見送ったという経緯がある。

・土日対応のために、職員を児童相談所に当番として出勤させることはしていない。土日夜間は担当ケースワーカー1名と、係長級職員1名、計2名を電話当番担当とし、電話対応を行っている。こども青少年支援課が24時間365日の子育てホットラインがあり、その相談員が内容を聞き取り、電話当番に伝える。

・児童福祉司のスキルアップについては、国が実施している法定の任用前研修、任用後研修以外に、横須賀市独自の研修がある。里親支援係が児童相談所職員に対する研修企画運営を実施している。公務員としての全体研修は人事課が実施するが、児童相談所に特化した研修は児童相談所が実施している。神奈川県児童相談所が実施している研修に、横須賀市が児童相談所を設置してからも、研修に費用負担なく参加させてもらっている。県からの協力と理解は運営上不可欠だ。

柏女委員

- ・県の施設協議会に入っているか。

高場所長

- ・施設協議会は県の社会福祉協議会が実施していて、横須賀市もそこに参加している。

柏女委員

- ・施設措置が可能な施設はいくつあるか。

高場所長

・横須賀市内の児童養護施設は2か所、乳児院が1か所あるが、それでは足りないし、ケースによっては市内に措置することが危険なケースもある。そのため、毎年県、指定都市で定員協定会議で定員枠を出し合い、融通しあっている。

鎌倉委員

- ・措置が可能な里親が市内に限定されているとデメリットもあると想定されるが、どのような工夫を行っているか。

高場所長

・里親登録数は33組で、委託児童は19名。里親にも希望の性別や年齢層があり、マッチングに時間がかかるケースもある。また、施設と同様、市内に委託すると街中で保護者に会うリスクもあるため、県内で相互融通している。市内の里親に措置することが適当でない場合、県や指定都市と定例会議でケースを持ち寄り、マッチングを行う。

鎌倉委員

- ・里親の研修は市独自に実施しているのか。

高場所長

- ・里親研修は横須賀市児相独自に行っている。

牧田委員

・職員体制について。虐待の通告受付、初期対応は相談係が行うのか、支援係が行うのか。

高場所長

・電話を受けるのは相談係が多いが、話の内容が虐待であれば、その地域を担当している支援係に電話をつなぐ。

牧田委員

- ・弁護士が出勤する頻度はどの程度か。また、その役割は何か。

高場所長

- ・ 弁護士の身分は非常勤特別職であり、月に2回、1回につき6時間勤務。あわせて、緊急時は電話やメールで随時相談も行う。
- ・ 28条申し立てや一時保護延長などの手続きは弁護士が行うが、同じ弁護士を代理人として月に2回の勤務とは別に委託契約を行って依頼する。その弁護士1名が全てその業務を行っている。

牧田委員

- ・ 警察官の配置状況はどうか。

高場所長

- ・ 警察官は配置されていない。いたら良いと思うが、月曜から金曜まで勤務を要するほどの需要はないと考えている。

こども部長

- ・ 専門職の配置について、今後拡大を予定しているか。

高場所長

- ・ 精神科の医師については、現在の体制で需要と供給がマッチしている。常勤化という国の方針には背いてしまっているが、拡大する必要は現時点ではないと考えている。横浜市も常勤弁護士を配置しているが、複数ある児童相談所を回っているため、事情が異なる。また、弁護士の業務に面談の同席や家庭訪問への同行など、ケースワーク業務などを含めている自治体もあるが、横須賀市はそこまで業務に含めていない。

こども部長

- ・ 福祉職員について、採用状況、育成状況はどうか。

高場所長

- ・ 横須賀市の採用試験の申し込みはあまり多くない。以前は県内の他自治体と試験日程が同日だったが、現在は日程が異なるため、複数の自治体に合格した内定者が辞退することもある。また、採用した職員が退職し、特別区などへ転職するケースも発生し始めた。
- ・ 児童相談所への異動を希望しない職員も多い。

柏女委員

・都道府県の福祉職は配置場所がほとんど児童相談所のみに限られてしまう。一方、市の福祉職であれば幅広い業務に関わることができるため、様々な勉強ができる。学生にも都道府県よりも市町村で勤務することを勧めている。

・障害児業務はどの部署で行っているか。

高場所長

・障害児入所施設への入所手配は児童相談所が行うが、支給決定は障害福祉課が行う。療育手帳の判定は児童相談所が行い、発行は障害福祉課が行う。

・障害福祉課で障害に係るすべての業務を実施すれば、18歳で切れることなく、一貫した支援が可能となるため、その形が望ましいと考える。

柏女委員

・国における障害児入所施設の在り方に参加しているが、そこでも在宅サービスにより地域で支援していたケースが、持ちこたえられなくなると児童相談所に託し、施設に入所するとこれまで構築してきた地域との関係が切れてしまい、継続的に一貫した支援が必要という強い意見がある。

高場所長

・そう思う。

長瀬委員

・はぐくみかんにはこども育成部全てが入っているということか。25億円という建設費は児童相談所のみでなく、こども育成部全てを複合化して建設した場合の金額ということか。

高場所長

・そうだ。

長瀬委員

・一時保護所をどこに設置するかは重要な論点だ、どのように考えているか。

高場所長

・一時保護所をどこに設置するのは確かに重要な点だ。横須賀は一時保護所を平成20年に整備した。児童相談所の近くに一時保護所を整備する場合と、離す場合で、それぞれメリットデメリットある。一時保護した児童の秘匿化の面からは、児童相談所から離れた方がよいが、横須賀市は近い方がメリットが大きいと考えている。一時保護され

る児童は心身ともに傷ついており、こどもが助けを求めたときに児童心理司などがすぐにかかけつけることができることはとても大事なことだ。横須賀市は一時保護所に屋内運動場や、幼児が遊ぶことができる園庭もある。

牧田委員

- ・一時保護所の定員と入所状況は。

高場所長

・一時保護所の定員は25名。学童の男女9名ずつと幼児7名、あわせて25名。人口40万人規模の児童相談所としては15名が適当という話があり、金沢市も15名だが、財政課の理解もあり、せっかくだからとということで、25名の定員となった。基本的に個室で、お風呂もこどものプライバシーを考慮し1人ずつ入る、家庭と同じお風呂。日中は男女混合で生活している。

・定員を超過することはほとんどない。他の児童相談所では定員超過し、廊下に布団を敷くこともあると聞くが、横須賀市はそこまではない。それは定員を25名としたおかげで15名では不足していた。定員に余裕があるため、思い切った一時保護が可能となる。

小橋委員

・千葉県では乳児を一時保護が可能な場所が限られており、医療機関や乳児院で一時保護委託となる。

高場所長

・横須賀市も乳児は乳児院か里親へ一時保護委託となり、一時保護所では保護していない。

小橋委員

- ・特定妊婦はどの部署で対応をしているか。

高場所長

・こども健康課という、母子保健所管課が対応を行い、児童相談所と情報共有する。要保護児童対策地域協議会ケースとする場合もあれば、児童相談所との間だけで情報共有することもある。

・児童相談所の業務は大変で、職員が本当に大変な思いをしている。児童相談所の業務には児童福祉法という法律はあるが、その法律では職員は守られない。一つ一つの事案が異なるため、法を盾に保護者を説得することはできない。そのため、一人の職員が矢面に立たないよう、組織として対応することが必ず必要。

・横須賀市では小学校の校庭を芝生化という市民要望があり、実施した場合に必要な費用は3,000万から5,000万円程度となる見込みである。一方、現在施設などに措置している児童は約150人で、措置費が年間約10億円かかる。もしその金額が高いと評価され、それがどうなんだという議論になるのであれば、それは論点がずれていると思う。こどもの命を守るので、お金の問題ではないことを、是非とも理解してほしい。